

# 平成30年度 古い木造住宅の

追加募集!

募集期間:平成30年11月1日(木)~  
平成30年11月30日(金)

## 「耐震診断」・「改修設計」・「耐震改修」並びに 「ブロック塀の撤去・改修(新設)」の費用の一部を補助します

### 北栄町木造住宅耐震診断事業

#### 無料耐震診断

##### 1. 対象となる住宅

北栄町内にある次の要件すべてに該当するもの

- ① 木造の一戸建ての住宅または併用住宅  
(店舗等の部分が延べ床面積の2分の1未満であるもの)
- ② 平成12年5月31日以前に建築工事に着工されたもの  
(平成12年6月1日以後に増築工事に着工している場合は対象外)
- ③ 延べ床面積が220㎡未満で、階数が2以下のもの
- ④ 木造在来軸組工法・伝統的工法・枠組壁工法で建築されたもの  
(プレハブ工法や丸太組工法のもの対象外)
- ⑤ 現に居住の用に供しているもの

##### 2. 耐震診断を行う技術者

町が業務委託した民間建築団体等に所属する設計事務所から建築士が選定され、派遣されます。

##### 3. 診断費用

無料(ただし耐震診断以外の内容についての費用は個人負担となります)

##### ○ 診断方法

住宅の壁などをはがすことなく、目視により外部(敷地・外壁・屋根)および内部(各室内・床下・天井裏)を調査し、住宅の耐震性能を診断する「一般診断法」です。

延べ床面積220㎡以上の方は  
有料耐震診断をご利用できます。  
ご相談ください。

### 北栄町震災に強いまちづくり促進事業

#### 住宅の改修設計・耐震改修

地震による住宅の倒壊等の被害から生命・財産を守るため、耐震化を進めることが重要です。  
町では次のとおり、住宅の耐震診断・耐震改修等の費用の一部を補助します。

##### 1. 補助対象となる住宅等の要件

- ① 平成12年5月31日以前に建築された住宅であること
- ② 建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けていないもの
- ③ 耐震診断(一般診断法等)の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ④ 耐震改修は、特定行政庁により地震に対して安全な構造となるよう勧告がなされたもの
- ⑤ 国、地方公共団体以外の者が所有するもの

##### 2. 改修設計・耐震改修を行う技術者

申請者が民間建築団体等に所属する設計事務所の建築士に依頼します

#### ブロック塀(コンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀)の撤去・改修

##### 補助対象となるブロック塀の要件

次の①~④に掲げるもの全てを満たす撤去及び⑤を満たすフェンス等の改修であること

##### ＜撤去＞

- ① 高さが0.6mを超えるもの
- ② 不特定の者が通行する道路に面したもの
- ③ ①②に該当し、危険性が確認されたブロック塀等※であること
- ④ ③で危険性が確認されたブロック塀の全てを撤去するもの

##### ＜改修＞

- ⑤ 本補助事業を活用して撤去したブロック塀の範囲に新設するフェンス、生垣への改修  
※申請後に町で危険性を確認します。

提出先  
問合せ先

北栄町役場 地域整備課 地域整備室(大栄庁舎2階)

【受付時間】 午前8時30分~午後5時15分

〒689-2111 北栄町由良宿423番地1(大栄庁舎2階)

TEL:0858-37-3117 FAX:0858-37-5339

e-mail:chiikiseibi@e-hokuei.net

## 補助金の額

### 改修設計

抽選4戸

内容	限度額
耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものについて定められた、耐震性能を満たすよう設計するもの	160,000円

### 耐震改修

抽選4戸

内容	限度額
耐震診断した結果、倒壊の危険性があると判断されたものについて定められた、耐震性能を満たすよう改修するもの	1,000,000円

### ブロック塀の撤去・改修

抽選5件

内容	限度額
①撤去	150,000円
②ブロック塀を除却した範囲に行う軽量なフェンス・生垣等への改修	100,000円

#### ①撤去・・・次の(ア)～(ウ)のうち最も低い額が補助額になります

(ア)15万円

(イ)撤去するブロック塀の長さに単価9,000円/mと3分の2を乗じた額

(ウ)工事費用に3分の2を乗じた額

例) 10mブロック塀

(ア)15万円

(イ)10m × 9,000円 × 2/3 = 60,000円

(ウ)見積もり21万円 × 2/3 = 140,000円

この場合、補助額は60,000円になります

#### ②改修・・・次の(ア)～(ウ)のうち最も低い額が補助額になります

(ア)10万円

(イ)新設するフェンス等の長さに単価25,000円/mと3分の1を乗じた額

(ウ)工事費用に3分の1を乗じた額

例) 10mフェンス

(ア)10万円

(イ)10m × 25,000円 × 1/3 = 83,000円

(ウ)見積もり24万円 × 1/3 = 80,000円

この場合、補助額は80,000円になります

	無料耐震診断	改修設計	耐震改修	除却・建替	ブロック塀の撤去・改修
申請資格者	「対象となる住宅」の所有者（複数いる場合は代表者1名）				
募集戸数（予定）	1戸【抽選】	4戸【抽選】	4戸【抽選】	要相談	5件【抽選】
実施時期	平成31年1月以降	補助金交付決定後			
用紙配布場所	地域整備課・北条支所(北条健康福祉センター)・ホームページで交付				
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北条町木造住宅耐震診断申請書</li> <li>・補助金交付申請書</li> <li>・事業計画書</li> <li>・収支予算書</li> <li>*添付書類として事業費の見積書の写しが必要です</li> <li>・付近見取り図 【例】住宅地図のコピー</li> <li>・個人情報の調査承諾書</li> <li>・建物の所有者、建築時期、面積、構造、階数が確認できる書類 【例】固定資産課税明細書、固定資産課税台帳（税務課）</li> <li>・設計図書の写し（筋交いの図面）→なくても可</li> </ul>				
※記入・押印し、必ず大栄庁舎へご持参ください（郵便受付不可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の所有者が複数いる場合 → 耐震診断に係る同意書（全員）</li> <li>賃借人がいる場合 → 耐震診断に係る同意書（世帯主）</li> </ul>				
募集期間	平成30年11月1日（木）～平成30年11月30日（金） （土・日曜日、祝日を除く）				

※申請者の都合または町が耐震診断決定を取り消した場合で、すでに耐震診断を実施しているときは、診断費用に相当する額の支払いを求めることがあります。

